

# 医療創生大学公的研究費不正防止計画

平成 21 年 4 月 1 日策定  
平成 31 年 4 月 1 日改訂  
令和 7 年 4 月 1 日改訂

医療創生大学では、「公的研究費の取り扱いに関する規程」第 10 条により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、医療創生大学公的研究費不正防止計画を以下のとおり定める。

## I 運営管理体制

- ①最高管理責任者：学長 本学における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。  
②統括管理責任者：研究・大学院部長、事務局長 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。  
③コンプライアンス推進責任者：各部局（各学部、各研究科及びプロジェクト型研究組織）の長

各部局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

## II 不正防止計画

### 1. 責任体系の明確化

不正発生の要因	防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	定期的に各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあっては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

### 2. 適正な運営および管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだ公的研究費取扱要領を配布、また各配分機関の定め（ルールブック）により、適正運用の徹底を図る。
・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 ・公的研究費の原資の大部分が税金によって	・教職員等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ・各部局別の研修を行い、参加を義務付ける。

<p>まかにわかれていることに対する意識が欠如している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究費に関わる教職員等から不正行為を行わない旨の誓約書を提出させる。</li> <li>・不正行為を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。</li> </ul>
---	--

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定および実施

不正発生の要因	防止計画
不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正行為事案が発生する。	不正行為事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正防止計画に加える。

### 4. 公的研究費の適正な運営および管理活動

不正発生の要因	防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。</li> <li>・特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。</li> </ul>
発注段階での財源特定がなされていない。	執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会・研修会等での指導・注意喚起を行う。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止に関するリーフレットを作成、配付することにより、どのような行為が不正行為にあたるのかを業者にも認識させ、誓約書を提出させる。</li> <li>・不正行為にあたる依頼があった場合は、直ちに本学に通報することを要請する。</li> <li>・不正な取引を行った業者については、取引停止等の措置を講ずることにより他の業者へ注意喚起を行う。</li> <li>・特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。</li> </ul>

旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員等が行う出張について、財源にかかわらず、出張報告書及び旅行の事実を証明する領収証等の提出を義務化する。</li> <li>学会等の参加については、必ず学会要項など参加の証明ができるものを提出させる。</li> </ul>
検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての購入物品について、事務部門による納品事実の確認を行う。</li> <li>データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収方法を策定し、周知する。</li> </ul>
研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	事務部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。
非常勤雇用者等の勤務時間管理が厳密に行われていないため、実態の確認ができておらず、カラ謝金等が防止できない。	各責任者は、非常勤雇用者等の勤務時間管理が適正に行われていることについて、日常的に実証する方策及び不定期の調査等により実証する方策を策定し、実施する。

## 5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
通報窓口がわかりにくいため、不正が潜在化する。	通報窓口は、ホームページや規程、公的研究費取扱要領等により周知しているが、さらに不正防止を推進するポスターを配布し、通報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知徹底を図る。
配分機関の定めによる使用ルール等について理解の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。</li> <li>研究者等を対象とした公的研究費の取扱いに関する説明会を実施し、理解度チェックを行う。</li> </ul>

## 6. モニタリングの充実

不正発生の要因	防止計画
不正防止を推進する体制の検証および不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査の体制を強化し、通常監査及び特別監査の対象数を拡大させる。</li> <li>抜き打ち監査を実施する。</li> </ul>

	・内部監査部門は、不正防止計画推進委員会と連携して不正防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。
--	---

III 不正防止計画の点検・評価 公的研究費に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価 を行い、見直しを図る。